

知識を身に付け消費者トラブルを防ぎましょう

# 毎日の暮らしを安心して

五月は消費者月間です。今年は「活かそう権利めざそう自立」がテーマ。社会が複雑化するに連れ、トラブルや相談件数は年々増加。昨年六月に消費者法が改正され、消費者の自立と権利が明記されました。消費生活センターはさまざまな支援する活動が充実。ぜひご利用ください。  
問い合わせは同センター 230 1755へ。



安全な商品を安心して購入できる暮らしを

消費生活センターでは、各種事業を実施しています。

## 消費生活相談

悪質商法による被害や契約のトラブル、商品の事故の苦情などについて、専門相談員が問題解決のためアドバイスします。

不用品情報交換制度「友愛ネット」

家庭で不用になっても、また十分に使える生活用品を有効に活用するため、品物を希望する人、提供できる人両方の情報をお知らせします。

## 講座などの開催

身近な問題をテーマに、暮らしに役立つ講座やセミナーを開催します。

## 消費者講座

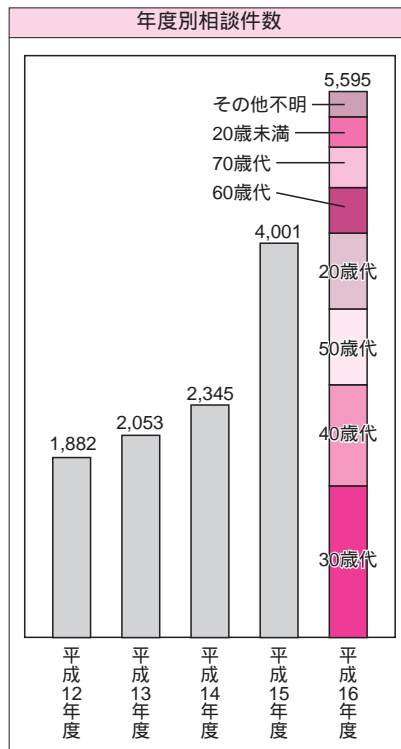
消費者問題の専門家を講師に招き、分かりやすく講義します。

## 出前講座

消費生活啓発員が地域や学校に出向き、「悪質商法に気を付けよう」をテーマに寸劇を取り入れた講座を行います。

## くらしのセミナー

生活に役立つ知識を学ぶセミナー



ナーを四回連続で開催します。開催期日は随時、本紙でお知らせします。

## トラブルの相談 15倍に増加

平成十六年度に消費生活センターに寄せられた相談は五千五百九十五件で、十五年度に比べ、一・五倍に増加しました。相談内容が多かったのが架空請求・不当請求の相談です。特に、有料情報利用料などの脅迫的請求を、身に覚えのない不特定多数の人に送りつける事件が相次ぎました。手口も巧妙・悪質で、公的機関名を名乗ったり、裁判

所の支払い督促や小額裁判を悪用したりしています。そのほかの相談件数は次表のとおり。

なお、相談者を年齢別にみると二十代・三十代の相談が多く、内容は架空請求・不当請求に関するものが多くなっています。

## 後を絶たない悪質商法

若者を狙う悪質商法が相変わらず増加を続けています。典型的な事例は次のとおりです。

## アポイントメントセールス

突然、電話で「抽選に当たりました。プレゼントを取りに来てください」などと言って誘い出し、高額な商品の購入を勧め